

## 2019年度自衛官募集案内

### 自衛隊幹部候補生

**受験資格** (2020年4月1日時点で次に該当する方)

#### ▷一般・音楽・飛行要員

20歳以上26歳未満の方(20歳以上22歳未満の方は、大学卒業(短大を除く、本年度卒業見込みを含む))。大学院修士学位取得者(見込みを含む)は28歳未満の方

#### ▷歯科

専門の大学卒業(本年度卒業見込みを含む)で20歳以上30歳未満の方

#### ▷薬剤科

専門の大学卒業(本年度卒業見込みを含む)で20歳以上28歳未満の方

**受付期間**…5月1日(水)まで

\*締切日必着

#### 試験期日

1次:5月11日(土)、12日(日)(12日は、飛行要員希望者のみ)

2次:1次試験合格者のみ

#### 試験会場

1次:青森・弘前・八戸市内

2次:仙台駐屯地・松島基地

#### 予備自衛官補

**受験資格** (2019年7月1日時点で次に該当する方)

▷一般公募…18歳以上34歳未満の方

▷技能公募…18歳以上で国家免許資格などを有する方(資格により53歳未満~55歳未満の年齢上限あり)

**受付期間**…4月12日(金)まで

\*締切日必着

**試験期日**…4月21日(日)

**試験会場**…青森駐屯地(一般・技能乙)/八戸駐屯地(一般のみ)

\*詳細はお問い合わせください。

**問**…自衛隊青森地方協力本部

五所川原地域事務所 TEL35-2305

## 愛車の住所変更はお忘れなく

自動車税の納税通知書は、原則として4月1日現在での自動車登録の住所(車検証に記載されている住所)に送付しています。引っ越しなどで住所が変わった時は、運輸支局で住所の「変更登録」を行う必要があります。

3月中に変更登録の手続きができない場合は、最寄りの地域県民局県税部までご連絡ください。

また「青森県電子申請・届出システム」から届け出すこともできますので、詳しくは県ホームページ(<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>)をご覧ください。

**問**…西北地域県民局 県税部 納税管理課 TEL34-2111 内線211

## 2019年度慰霊巡拝について

国が行う今年度の戦没者慰霊巡拝の日程(予定)が決まりました。

実施時期や地域等の詳細について、ご興味のある方へ、厚生労働省からの文書の写しを差し上げますので、お問い合わせください。

**問**…市民課 内線2324

## 「解決の糸口を見つけに行こう！」相談会

市と連携して生活再建相談事業を行っている消費者信用生活協同組合による無料相談会です。専門スタッフや弁護士がお金や暮らしに関する悩みなどについて、丁寧に聴き取りし、一緒に解決の糸口を見つけます。

**日時**…3月23日(土) 10:00~16:00

**場所**…信用生協青森事務所(青森市安方1丁目3-5 小田島ビル3階)

**内容**…お金の問題(多重債務など)/遺産相続/不動産売買/税金等公共料金の滞納/DV・離婚問題/その他暮らしに関する悩み事

**料金**…無料

\*事前予約が必要です。

**問**…信用生協青森事務所

TEL0120-102-143

## 働き方改革法改正まであと1カ月 ~企業を個別訪問します~

時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の取得や、労働時間の客観的な把握の義務付けなどを内容とする、働き方改革関連法が4月に施行されます。

労働基準監督署では、改正内容の説明や、日頃の労務管理上の疑問の解決を目的として、企業を個別訪問しています。労務調査とは異なりますので、ぜひご利用ください。

**申込先**…五所川原労働基準監督署労働時間相談・支援班 TEL35-2309

## 移動年金相談のお知らせ

弘前年金事務所による移動年金相談(年金請求や諸届出など)を下記のとおり開催します。完全予約制となりますので、直接年金事務所へご予約ください(定員になり次第受付終了)。

**場所**…市役所3階会議室3A

**日時**…毎月第2水曜日

10:00~15:00

#### 2019年度実施日程

4月10日、5月8日、6月12日、7月10日、8月14日、9月11日、10月9日、11月13日、12月11日、2020年1月8日、2月12日、3月11日

**持参するもの**…年金手帳、年金証書等

\*代理の方が相談される場合は、委任状(任意の様式で可)と代理人の身分証明書(運転免許証等、本人確認ができるもの)が必要です。

**申込先**…弘前年金事務所 お客様相談室 TEL0172-27-1309

## 2019年4月から国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まります

### 国民年金保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

免除された期間については、保険料を納付したのとして年金の受取額に反映されます。

\*出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産を言います(死産、流産、早産された方を含みます)。

**対象者**…「国民年金第1号被保険者」で出産日が2019年2月1日以降の方

**申請関係**…2019年4月1日からの申請になります。

\*申請の際は、母子健康手帳を持参してください。

\*詳細はお問い合わせください。

**問**…国保年金課 内線2343

弘前年金事務所

TEL0172-27-1337